

-
- 法人名 : 東洋製罐株式会社
 - 部 署 : 経理部経理課
 - 役 職 : 経理課長
 - 名 前 : 副島正和
-

■コメント:

会計基準 27 項の「第三者に利用させることによってキャッシュ・フローの獲得を図る不動産」として、自ら運営しているホテル等は対象外となり、その所有者が第三者に賃貸し第三者が運営業務を行っている場合には対象となる、とあります。

弊社の子会社（倉庫業）が所有する倉庫について

- ・通常の保管契約に基づき保管料を得ている場合は、自ら運営していると解釈して対象外
 - ・会社が第三者に一棟貸ししているようなケースも、自ら運営していると解釈してよいか？
その場合、契約書が「建物賃貸借契約」となっているものも、倉庫業＝自ら運営という解釈が成立するのか？
-